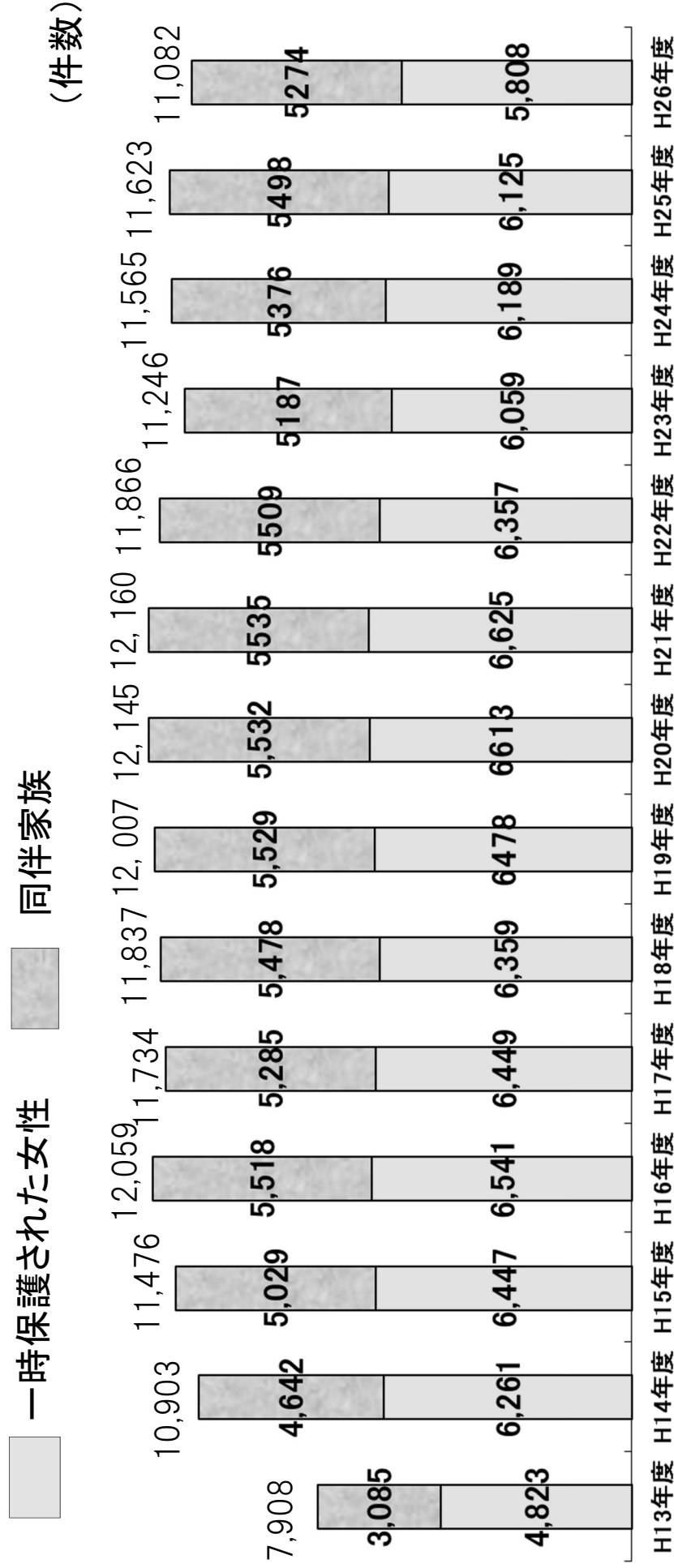


婦人相談所による一時保護者数の推移

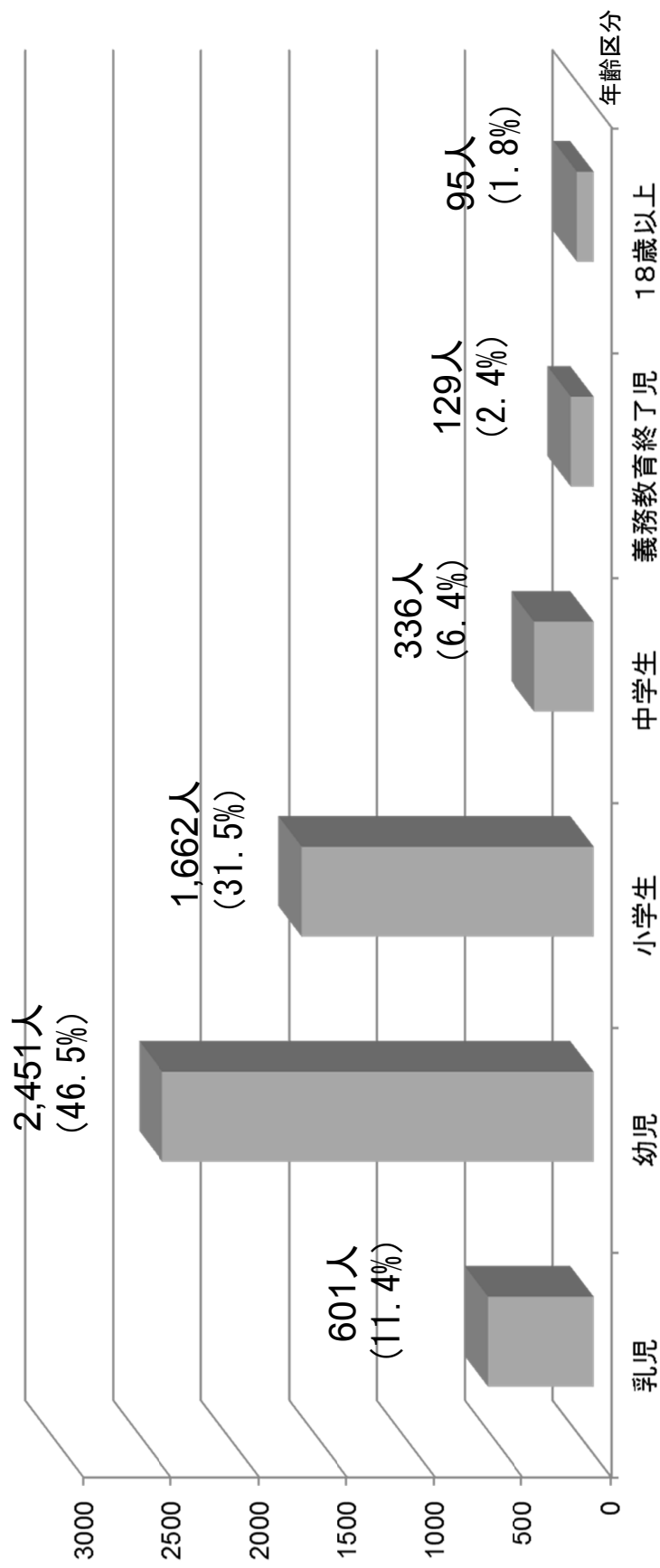
○婦人相談所により一時保護された女性は約5千8百人。同伴家族の数が約5千3百人で、合計約1万1千人となっている。

○一時保護件数は平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばいの傾向。



一時保護同伴家族の状況(平成26年度)

- 約6割が乳児・幼児。約3割が小学生。同伴家族の約98%が18歳未満の児童。
- ほとんどが婦人相談所一時保護所または一時保護委託先において保護女性と一緒に保護。
- 年齢の高い男子を伴う場合は、一時保護を委託するケースが多い。



合計:5,274人

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

児童相談所との連携の状況(平成26年度)

- 婦人相談所において児童相談所と何らかの連携をとったのは1,039人。
- 相談のうち61.6%が父親等からの虐待によるもの。被害女性本人からの虐待は7.6%。
- このうちその後、児童相談所による一時保護は192人、児童福祉施設入所は86人。

	婦人相談所と児童相談所が 連携をとった件数(人)			合計	1,039 (100%)
	児童虐待に関する相談		その他の相談		
件数	夫等からの 虐待	母からの 虐待	両親からの 虐待	その他	211 (20.3%)
	640 (61.6%)	79 (7.6%)	63 (6.1%)	46 (4.4%)	
					1,039 (100%)
					合計

婦人相談所との連携を受けて 児童相談所がとった対応(人)						合計	1,039 (100%)
一時保護	児童福祉施設入所	児童福祉司指導	継続指導	市町村へ引継ぎ	終結	その他	212 (20.4%)
192 (18.5%)	86 (8.3%)	135 (13%)	271 (26.1%)	44 (4.2%)	99 (9.5%)	212 (20.4%)	
						合計	1,039 (100%)

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

人身取引事案の取り扱い方法(被害者の保護に関する措置)について

(平成23年7月1日 人身取引被害者関係省庁連絡会議申合せ)

● 人身取引被害者の取り扱い方法(被害者の認知に関する措置)(一部抜粋)

1 被害者保護のための着眼点

(4)被害者の滞在中長期化への配慮

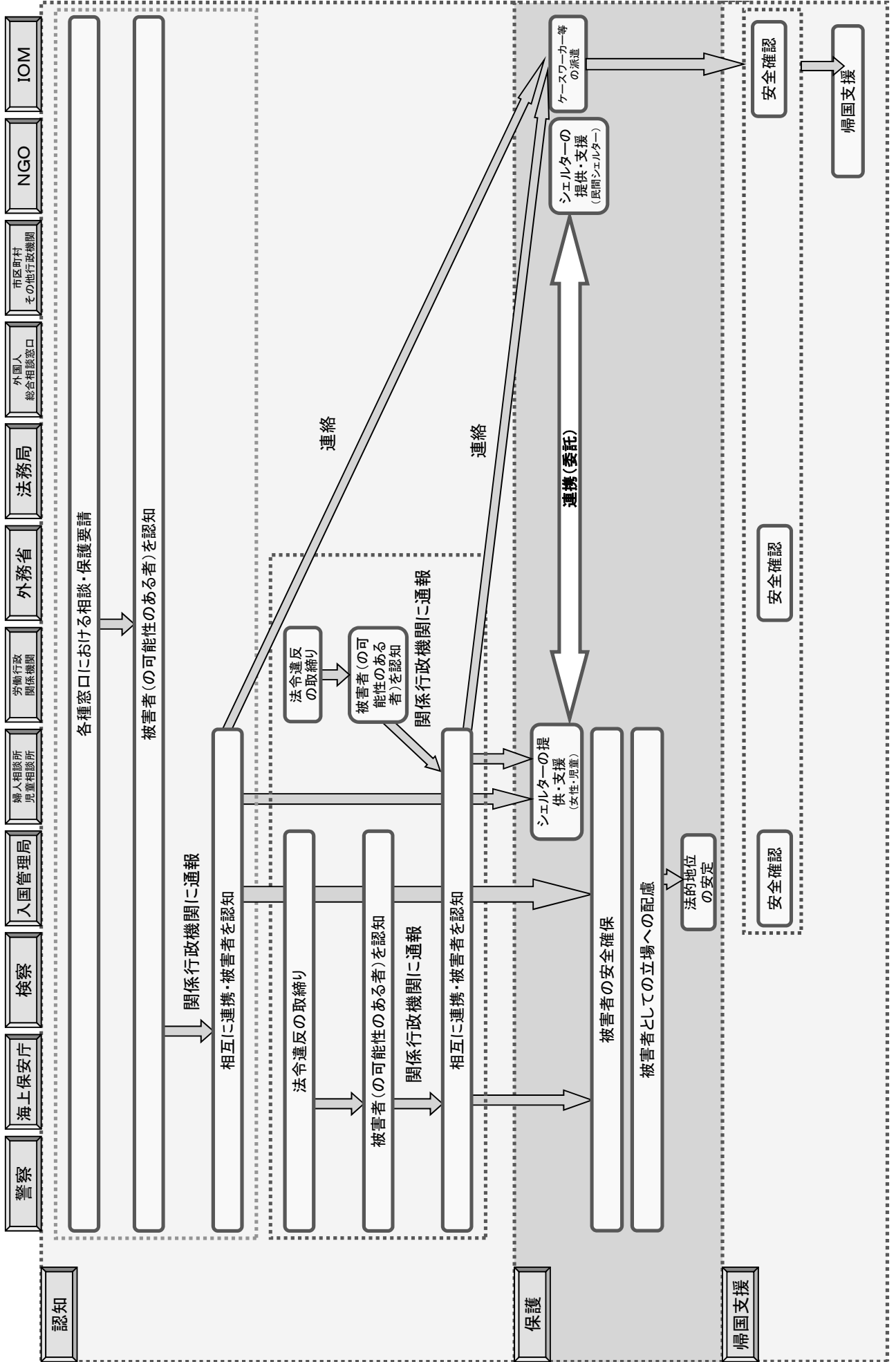
刑事手続への協力、偽装結婚していた場合の離婚手続、母国の安全上の問題等により、被害者の滞在中長期化する場合があります。言語や生活習慣の違い、集団生活、行動の制限等が被害者の負担になっていることから、被害者の希望等を勘案し、カウンセリングを行うなど必要な支援を行う必要があること。

3 被害者の保護に関する措置

(1)警察、入国管理局、法務局、婦人相談所、児童相談所、児童相談所、労働基準監督署、外務本省等の関係行政機関の各種窓口において、相談者等が、人身取引被害者又はそれに該当する可能性がある者と判断される場合には、その者を保護することを念頭に置き、必要に応じて警察、入国管理局、海上保安庁、婦人相談所及び児童相談所に速やかに通報又は連絡し、より専門的な判断を求めるとともに、相互に連携の上、対応する。この際、人身取引被害者の円滑な保護を図るため、関係行政機関間で相互に十分な情報共有を図る。

(9)婦人相談所において、警察、入国管理局等の関係行政機関、在京大使館、IOM(国際移住機関)及びNGOとの連携確保に努め、国籍、年齢を問わず、人身取引被害女性の一時的保護を行い、被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事への配慮、夜間警備体制の整備のほか、必要な通訳の確保、カウンセリング、医療ケア等の実施、被害者に対する法的援助に関する周知等、被害者の状況に応じ保護中の支援を行う。なお、被害者が児童である場合には、児童相談所において、必要に応じて児童心理司等による面接、医師による診断等を行うとともに、高度の専門性が要求される場合は、専門医療機関と連携するなど、心理的ケアや精神的な治療を行う。

人身取引被害者保護の流れ



人身取引対策行動計画2014 概要

人身取引を巡る情勢

- 我が国の人身取引対策への取組状況に対する国際社会の関心
- 外国人材の活用、外国人の往来の増加、女性の活躍促進等を進める中、「世界一安全な国、日本」創造に向けた人身取引対策強化の重要性

人身取引対策行動計画2014の構成

① 人身取引の実態把握の徹底

② 人身取引の防止

- 入国管理局・在留管理の徹底を通じた人身取引の防止
- 労働搾取を目的とした人身取引の防止
 - ・外国人技能実習制度の抜本的見直しによる制度の適正化
 - ・外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底
 - ・労働基準関係法令の厳正な執行

③ 人身取引被害者の認知の推進

- 各種窓口の連携による適切な対応
- 潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知
- 外国語による窓口対応の強化
- 在外公館等による潜在的人身取引被害者に対する注意喚起

※赤字は、新規に講ずる施策（現行計画にも盛り込まれているが、内容の見直しを行ったものを含む。）

④ 人身取引の撲滅

- 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化
- 人身取引取締りマニュアルの活用による取締りの徹底
- 国境を越えた犯罪の取締り

⑤ 人身取引被害者の保護・支援

- 保護機能の強化
 - ・男性も含む人身取引被害者に対する一時保護機能の提供
 - ・外国人技能実習生の保護強化
- 被害者への支援
 - ・捜査過程における被害者への情報提供
 - ・被害者に対する法的援助の実施とその周知
 - ・外国人被害者の自主的帰国支援

⑥ 人身取引対策推進のための基盤整備

- 人身取引議定書の締結
- 国民等の理解と協力の確保
- 閣僚級会議の設置
- 人身取引に関する年次報告の作成

婦人相談所ガイドラインについて

「婦人保護事業の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理」において婦人相談所の役割についての見直しが指摘され、婦人相談所の対応の違いによって、受けるべき支援サービスの内容に格差が生じないよう、全国の婦人相談所が実施する業務内容をあらためて明確化するとともに、支援の均等化・標準化を図るため、全国共通の業務の指標となるガイドラインを策定。（平成25年度の研究事業として、平成26年3月31日発出。）

内容

- I. はじめに
- II. ガイドラインの性格と位置づけ
- III. 婦人相談所における支援の理念
 1. 理念
 2. 婦人相談所の役割
 3. 婦人相談所が行う業務の全体像
- IV. 支援上の留意点
 1. 支援のための準備
 2. 支援の開始
 3. 支援方針の検討（入所調整会議）
 4. 一時保護
 5. 自立支援
（相談所が行う自立支援）
6. 施設入所
7. 民間シエルターとの連携
- V. 証明書の発行
- VI. 安全確保の徹底（加害者対策）
- VII. 都道府県内相談機関のスーパーバイズ、研修の実施
- VIII. 職員の専門性の向上
- IX. 広報啓発
- X. 権利擁護・苦情解決等
- XI. おわりに

婦人相談員 相談・支援指針について

全国の市区に配置されている婦人相談員の業務を踏まえ、その専門性を確保する方策として、地域によって婦人相談員の対応が異なり、それによって相談・支援の内容や質に格差が生じないように、婦人相談員が実施する業務内容や支援サービスについて改めて明確にするとともに、切れ目のない相談・支援の質の向上、業務の均等化・標準化を図るために本指針を策定。(平成26年度の厚労省研究事業の一環として、婦人相談員相談・支援指針策定ワーキングチーム名で、各都道府県に配布。24年度 婦人保護事業の課題に関する検討会 議論の整理(報告書)、25年度 婦人相談所ガイドラインと同様の扱い。)

内容(項目)

はじめに

I. 婦人相談員の役割と基本姿勢

1. 婦人保護事業の目的・理念と実施機関
2. 婦人相談員の役割
3. 基本姿勢
4. 組織的対応と関係機関との連携体制

II. 婦人相談員の業務内容

1. 相談・支援の形態
2. 相談・支援の流れ
3. 安全管理
4. 記録と管理

III. 各種相談への対応と留意事項

1. 主訴別の相談

- ①DV被害・ストーカー被害者
- ②性暴力被害者
- ③売買春
- ④住居喪失者
- ⑤若年者
- ⑥妊娠・出産
- ⑦精神疾患や知的障害を抱えた相談者
- ⑧家庭不和／離婚
- ⑨母子家庭
- ⑩外国にルーツを持つ者
- ⑪人身取引被害者
- ⑫男性DV被害者
- ⑬セクシュアル・マイノリティ
- ⑭同伴する子ども

2. 各種相談に共通する事項

- ①住まい
- ②健康・医療
- ③就労
- ④家計・借金等

IV. 婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルターとの連携

V. 研修体制

おわりに